

別紙 1（第 4 条第 2 項第 2 号関係）

「標準的な労務費構成割合」（建築工事）※ 1

居住専用 住宅	居住専用 準住宅	居住産業 併用住宅	事務所	店舗	工場・ 作業場	倉庫	学校の 校舎	病院・ 診療所	その他
14.14	13.81	10.62	8.59	8.53	8.33	9.36	12.25	12.68	9.12

※ 1 標準的な労務費構成割合は、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和 7 年 1 2 月）」に記載されている割合であり、「建設資材・労働力需要実態調査結果」（令和 5 年度工事実績）より、算出されたものである。